

# 糸島市補助金設計書

所管課 地域振興課

補助金名称	行政区まちづくり補助金
区分	奨励・支援的事業補助
該当例規等	糸島市行政区まちづくり補助金交付規程

【長期総合計画体系】

基本目標 5 \_\_みんなの力で進める協働のまちづくり

政策 1 \_\_協働のまちづくりの推進

施策 \_\_いとしま共創プラン（小学校区を核とした地域主体のまちづくり）を推進する

## 1 補助の目的

まちづくりを活性化するためには、地域社会の基礎である行政区の振興が不可欠である。  
そのため、行政区が必要と考える取り組みに対し、まちづくり補助金を交付することで、自主性と自立を促し、市民協働のまちづくりの推進と市民福祉の向上・地域の活性化を図る。

## 2 成果指標

成果指標 1 : 行政区で実施する行事数  
目標値 1 : 平均10件/年（1行政区当たり）  
成果指標 2 : 地域行事への参加している人の割合  
目標値 2 : 59.4%（H30） 71.4%（R2） 市民満足度調査

## 3 補助対象事業・補助対象者

補助対象事業  
行政区が実施するまちづくり事業  
補助対象者  
糸島市行政区設置規則に定める行政区

## 4 補助対象(外)経費

補助対象経費  
行政区のまちづくりに要する経費

## 5 補助率・補助限度額、積算根拠

補助率 : 10 / 10  
補助限度額 : 前年度3月末世帯数 × 500円 + 均等割50,000円  
行政区単位の市民協働によるまちづくりを推進し、市民福祉の向上及び地域の活性化を図ることは、喫緊な課題である。  
課題解決のためには、各行政区において実施される敬老会、防災訓練、運動会などの地域活動を促進する必要があり、地域の人口や実情に応じた取組を奨励・支援しなければならない。そのため、高い補助率としている。

## 6 補助期間（期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う）

令和2年度まで